第五十二条の六十一の八第一項第四号	事務所	事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人
第五十二条の六十一の十七第二項	営業所	国内における営業所
	所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）	日本における代表者若しくは代理人の所在

（信託業法施行令の一部改正）

第十七条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第六号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第八号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第十八条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「及び第十三条」を「、第十三条及び第十八条第一項」に改め、同条第二項ただし書中「並びに第十条」を「、第十条並びに第十八条第二項」に改め、同条第三項中「及び第十三条」を「、第十三条及び第十八条第一項」に改め、同条第六項中「以下」の下に「この項において」を加え、同条に次の三項を加える。

7　法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）も行うことができる。

一　法第六十条の四第一項の規定による登録申請書の受理
二　法第六十条の五第一項及び第六十条の七第二項の規定による登録
三　法第六十条の五第二項及び第六十条の六第二項の規定による通知
四　法第六十条の五第三項及び第六十条の三十二第三項の規定による公衆への縦覧
五　法第六十条の六第一項の規定による登録の拒否
六　法第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の九第一項並びに第六十条の三十二第二項の規定による届出の受理並びに法第六十条の十五の規定による報告書の受理
七　法第六十条の十六第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
八　法第六十条の十七第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
九　法第六十条の十八の規定による命令
十　法第六十条の十九第一項及び第二項並びに第六十条の三十二第四項の規定による処分
十一　法第六十条の二十の規定による登録の抹消

8　前項第七号及び第八号に掲げる権限で商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

9　前項の規定により、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

本則に次の五条を加える。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第十七条　法第六十条の六第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第十八条　法第六十条の二十一の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

一　名称
二　事務所の所在地
三　役員の氏名
四　法第六十条の二十一第二号に規定する会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第十九条　法第六十条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の五の六の規定による認定
二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の五の六の規定による認定
三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定
四　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の九の規定による認定
五　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定
六　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定

2　法第六十条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会
二　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会
三　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会
四　信用金庫法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会
五　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会
六　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第二十条　法第六十条の二十七第二項に規定する政令で定める業務は、法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であって、当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等（法第六十条の二十七第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。